

令和6年12月17日

決議案第2号

議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議について

阿見町議会議長 野口 雅弘 殿

提出者 阿見町議会議員 高 野 好 央

賛成者           "           落 合           剛

上記の決議案を別紙のとおり提出します。

議案第 88 号から議案第 91 号、及び議案第 95 号から議案第 96 号までの追認議案に関する附帯決議（案）

本定例会において、財産の取得に関する追認議案が 6 件、複数の部署から提出されたことは、誠に遺憾である。今回の事例は全国の自治体でも同様に発生したが、法令を遵守し規則に基づき定められた手続きによって適切な事務の執行をした自治体の方が多い。議会の承認が必要な財産の取得に当たらないと誤った認識による公金の支出は、町民の信頼を得られない。どこに問題があったのか徹底的に調査し再発防止策を講じ、信頼の回復に取り組んでいく必要がある。

よって、今後、下記の事項に十分留意し取り組まれるよう、強く要望する。

記

1. 法令遵守の徹底

地方自治法及び関連条例に基づく適正な手続きを確実に実施するため、職員研修を強化し、法令遵守の意識を全庁的に徹底すること。

2. チェック体制の強化

契約事務におけるチェックリストを作成し、複数の部署による相互確認システムを構築すること。特に高額な契約については、議会の議決の要否を確認する手順を必ず踏むこと。

3. 再発防止策の策定と実施

今回の事案を詳細に分析し、具体的な再発防止策を策定し実施すること。

以上決議する。

令和 6 年 12 月 17 日

阿 見 町 議 会